



守子政第 296 号  
令和 5 年 6 月 12 日

もりぐち児童クラブ事業入会児童室運営事業者  
プロポーザル選定委員会委員長 様

守口市長 瀬野 憲一



もりぐち児童クラブ事業入会児童室運営事業者の選定について（諮問）

以下の事項につきまして、もりぐち児童クラブ事業入会児童室プロポーザル  
選定委員会条例第 2 条の規定に基づき、貴選定委員会の答申を求めます。

記

- 1 もりぐち児童クラブ事業入会児童室運営事業者（以下「事業者」という。）  
の選定の基準の策定に関する事項
- 2 事業者の選定に係る審査に関する事項
- 3 前 2 号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要と認める事項